財務諸表に対する注記

1　重要な会計方針

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券

原則として償却原価法（定額法）によっている。ただし，取得価額と債券金額の差額について重要性に乏しい債券については，移動平均法による原価法によっている。

② その他の有価証券

株式は時価法によっている。なお，前期末との評価差額については，その他の固定資産（資産の部）及び一般正味財産（正味財産の部）に直接反映させている。

(2)　資産の評価基準及び評価方法

① 販売用資産

個別法に基づく原価法によっている。（期末における時価が取得原価より下落した場合には，時価をもって貸借対照表価額としている。）

② 事業資産（森林資産を除く。）

個別法に基づく原価法によっている。（時価が著しく下落したときは，回復の見込みがあると認められる場合を除き，時価をもって貸借対照表価額としている。）

③ 森林資産

会計基準第27条によっている。（森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落したときは，減損処理を行っている。）

なお，森林資産の取得原価の算定は，直接事業費に係る補助金を取得原価から控除する直接減額方式によっている。

(3)　固定資産の減価償却の方法

① その他の有形固定資産

工具・器具・備品，車両運搬具　・・・・・　定額法によっている。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア（社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法）

(4)　引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員への賞与の支給に備えるため，将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため，当期末の自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。

(5)　消費税等の会計処理

税込み方式によっている。

2　重要な会計方針の変更

該当事項なし。

3　寄付金及び補助金等に関する事項

当期の寄付金及び補助金等の受入は，次のとおりである。

寄付等の種類及び寄付者等	寄付等の内容	金　額(円)	摘　要
指定正味財産への計上			
補助金等		―	・正味財産増減の部の指定正味財産に計上
該当なし		―	
計		―	
一般正味財産増減の部への計上			
補助金等		80,473,730	・林業公社会計基準注解第8第2項により，当期の経常収益に計上
宮　城　県	・森林育成事業補助金	73,042,730	
宮　城　県	・温暖化防止森林づくり推進事業補助金	7,431,000	
計		80,473,730	
合　計		80,473,730	

4　資産の評価に関する事項

(1)　販売用資産の評価損に関する事項

(2)　事業資産の減損損失に関する事項

当期の事業資産に係る減損損失は，次のとおりである。

① 森林資産

（単位：百万円）

対象資産グループ	取得原価	減損損失累計額			貸借対照表価額
		前期末	当期	計	
－　ヶ所	16,382	15,575	△ 165	15,410	972

(3)　森林資産情報に関する事項

① 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

（単位：百万円）

森林資産	貸借対照表価額				回収能力見込額
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
伐期齢未満	631	28	34	625	―
伐期齢以上	326	31	10	347	1,196
計	957	59	44	972	1,196

(注)　1　回収能力見込額については，宮城県林業公社が規定する伐採開始齢（45年生）未満の森林資産は育成途上であるため算定対象から除外している。

2　対象樹種は，スギ，ヒノキとしている。

② 森林資産とその公益的機能評価額

＜令和3年度末森林面積　8,882　ha＞　（単位：億円／年）

機能の種類	宮城県	公　社
降　水　貯　留　機　能	793	17
洪　水　防　水　機　能	[727]	[15]
水　質　浄　化　機　能	1,389	29
土　砂　流　出　防　止　機　能	4,480	94
土　砂　崩　壊　防　止　機　能	1,083	23
二　酸　化　炭　素　吸　収　機　能	298	6
酸　素　供　給　機　能	988	21
保　健　休　養　機　能	1,018	21
野　生　鳥　獣　保　護　機　能	627	13
合　計	10,676	224

資料：宮城県（林業振興課）平成19年評価資料より，林業公社分収林面積分（令和4年3月現在）の評価を計上。
注：洪水防止機能は豪雨時の機能であり，年間評価額には含まない。

③ 経営改善策等の情報

「再建計画アクションプラン」に基づき，収入の確保と森林整備に係るコスト及び管理経費の縮減など経営改善に努めている。

5　リース取引に関する事項

ファイナンス・リース取引については，原則として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(1)　ファイナンス・リース取引　〈所有権移転外ファイナンス・リース取引〉

① 有形固定資産に係るリース取引

・OA機器リース資産：パーソナルコンピューター機器　・償還方法：定額法
・リース期間：平成29年6月～令和4年5月

・ソフトウェアリース資産：公益法人会計システム　・償還方法：定額法
・リース期間：令和3年10月～令和8年9月

(2)　賃貸借取引による所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項なし。

(3)　オペレーティング・リース取引

該当事項なし。

6　担保に供している資産

該当事項なし。

7　関連当事者との取引の内容

該当事項なし。

8　重要な後発事象

該当事項なし。

９　継続組織の前提に関する注記

該当事項なし。

10　その他財務諸表作成のための基本となる事項

該当事項なし。